

広島県地域猫活動 ガイドライン



はじめてみませんか？地域猫活動を！

野良猫を迷惑に思う人

【野良猫によるトラブル】

- ・ふん尿による被害がある
- ・ゴミや花壇を荒らされる
- ・鳴き声がうるさい
- ・無責任なエサやりがいる
- ・敷地内に子猫が生まれた

野良猫に手を差し伸べたい人

- ・不幸な猫を助けたい
- ・お腹を空かせてかわいそうなのでエサをあげたい
- ・不妊手術をしてあげたいけれどお金がかかる

野良猫はいない方がいい

屋外で暮らす野良猫はかわいそう

数を減らしたい

みんなが考えていることは同じ！

「ふん尿による被害がある」、「ゴミや花壇を荒らされる」などの野良猫（「所有者（飼い主）のいない猫」）によるトラブルには、これまで有効な解決策がありませんでしたが、この問題を「地域の生活環境問題」としてとらえ、野良猫を排除するのではなく、地域住民が主体となって適切に管理していく「地域猫活動」が、今、注目されています。

この問題を**地域猫活動**で解決してみませんか

地域猫とは

地域住民の認知と合意の下で、地域の理解と協力を得て管理されている特定の飼い主のいない猫のことをいいます。

地域猫活動とは

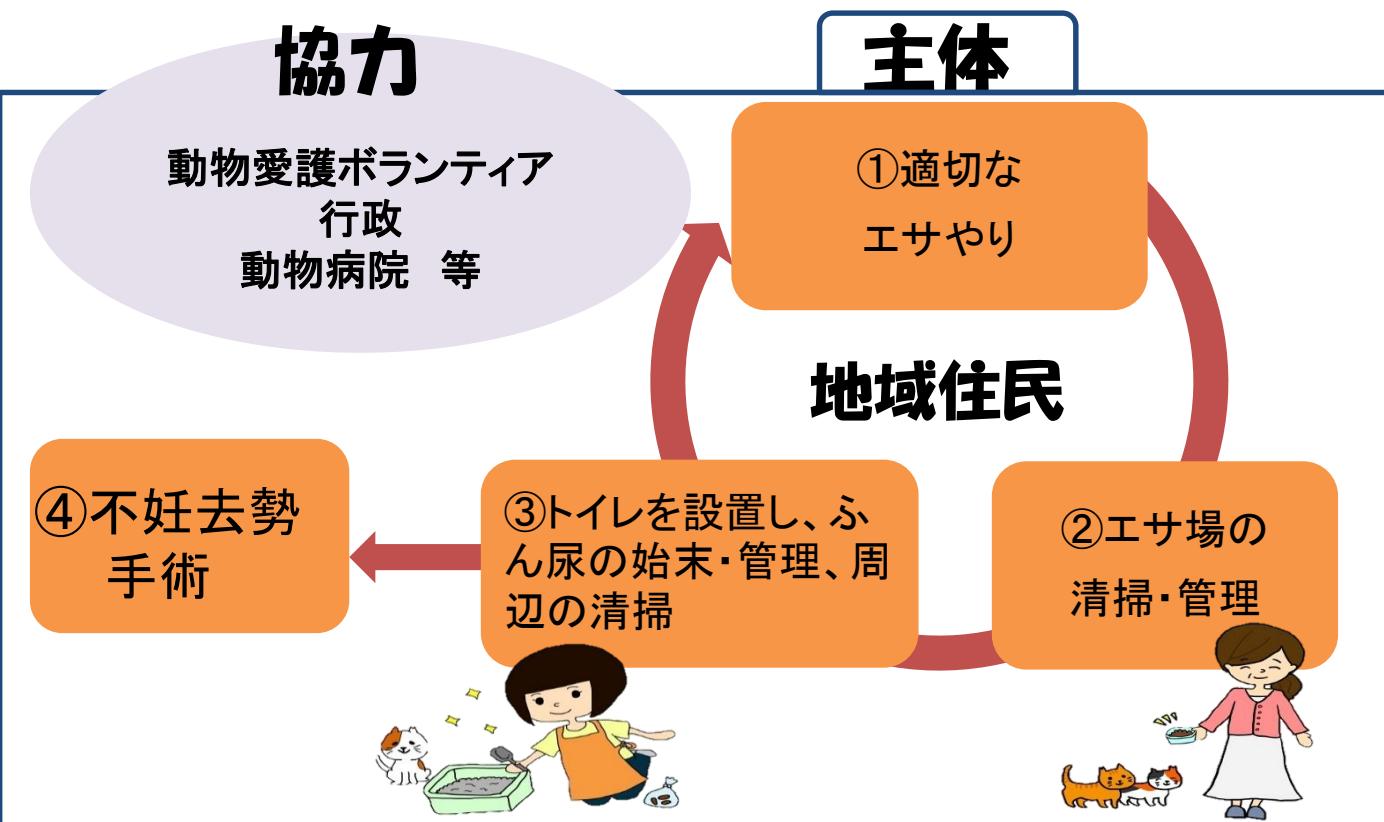
地域住民が主体となって地域猫を管理し、猫によるトラブルを減らすとともに、不幸な野良猫の頭数を減らし、住みよい地域にしていく活動です。

地域住民は、代表者・協力者を決め、

- (1) 管理していく猫の把握
- (2) 不妊去勢手術の徹底
- (3) エサやふん尿の管理
- (4) 周辺美化

に努め、地域猫を管理していきます。

地域に合った方法でルールを決め、一代限りの命を守りながら、地域を良くしていきましょう。



具体的にはどうすればいいの？

ステップ1

地域で、活動実施の合意を得る

- ①地域での協力者、代表者を選任する。
- ②会合等で地域住民に活動内容を説明する。
- ③この活動を行う旨を地域住民に回覧板で周知する。

ステップ2

飼い猫の適正飼育の啓発

- ①地域住民代表等が猫の飼い主に対し、不妊去勢手術、屋内飼育、所有者明示(首輪に迷子札をつける)の実施を啓発する。

ステップ3

飼育管理のための準備

- ①地域住民が、エサを与える場所・方法、担当する人を決める。
- ②猫のトイレの設置場所、清掃などの管理をする人を決める。
*普段その地域で餌を与えていた人と共に考えます。
- ③手術等の費用を確保する。

ステップ4

生息数を確認

- ①エサを食べにくる猫の数を確認し、その猫に所有者がいないことを確認する(写真などで確認、調査期間を一週間程度)
→その猫たちを「地域猫」とします。

ステップ5

毎日の飼育管理

- ①決められた場所と時間にエサを与える。
- ②エサの管理・ふん尿の処理・健康状態の確認を行う。
- ③地域住民は、飼育管理を行う際に、地域を巡回し、適宜、周辺の清掃を行うとともに、猫が遺棄されないようにパトロールする。

ステップ6

猫の捕獲・不妊去勢手術の実施

- ①地域猫を捕獲する。
- ②地域猫の不妊去勢手術を実施し、目印として片方の耳をV字にカットする。
- ③元の場所に戻し、地域猫として管理する。

ステップ7

飼育管理の継続

- ①毎日の飼育管理(ステップ5)を継続していく。



地域猫活動の効果は？

1 エサ場やトイレの管理、周辺の清掃による効果

- * ふん尿の被害が改善されるとともに、環境美化が進みます。
- * 地域を巡回することにより、捨て猫を防ぎます。

2 適切なエサやりによる効果

- * 置きエサや食べ残しの放置をしないので、猫がゴミをあさることによる散乱がなくなり、カラスやネズミ等による被害を防ぎます。
- * 猫は自分の縄張りを守るため、他の地域からの猫の侵入を防ぎます。
- * トイレの清掃時間が一定の時間にできるようになります。
(食後約30分で排泄します。)

3 不妊去勢手術による効果

- * 新たな猫の出産がなくなり、殺処分することなく徐々に数が減ります(野良猫の寿命は一般に4年から5年といわれています。)。
- * さかりの鳴き声がなくなります。
- * 尿の臭いがうすくなります。

4 近所の理解による効果

- * 地域のコミュニケーションが活性化し、地域で動物を可愛がる気持ちが生まれます。



地域猫活動Q&A

Q.どうやって地域の合意を得るの？

A.

地域猫活動の実施には周辺住民の理解が必要であり、自治会等との合意は重要です。理解や合意のない活動は、人間同士のトラブルの原因になりかねません。

まず、周辺の人々に十分に趣旨を説明し、理解を得た上で行いましょう。地域で話し合いを行う際は、実際に活動を行う人、自治会、猫が苦手な方、猫の管理に反対の方なども含めてください。

Q.どの猫を地域猫にしたらいいの？

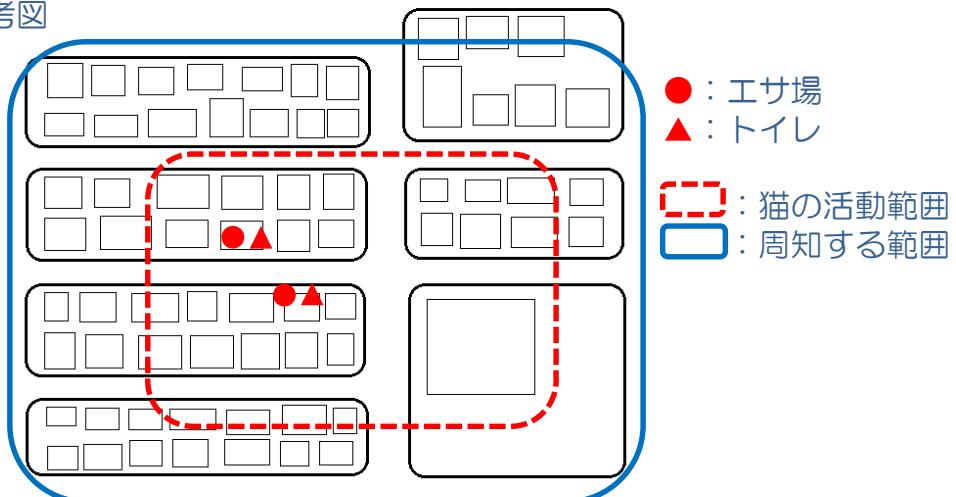
A.

まずは、地域猫活動の範囲を明確にし、その地域内に猫が何匹いるか、どのような猫か、どこでエサをもらっているか、飼い猫ではないなどを確認しましょう。

地域内で猫によるトラブルがないかを把握しておくことも重要です。

エサ場に定期的にやってきてエサを食べる猫を地域猫としてください。エサ場でエサを食べない猫は、管理できている猫(地域猫)とは言えません。

地域猫活動地域参考図



Q.エサやりやトイレの管理は誰がするの？

A.

地域住民の方が行います。「エサやり」や「トイレの管理」、「周辺の清掃」について、それぞれ担当する方を決めて実施してください。地域猫活動で最も重要なところです。野良猫によるトラブルを減少させるために確実に実行してください。



Q.エサはどうやって与えるの？

A.

エサを与える場所を決め、できるだけ同じ時間に与えます。水も与えてください。

猫が食べ終わったら、残りのエサは片付けてください。

他の動物がこないようにするため、置きエサはしないでください。

管理している猫以外にはエサを与えるのを避けましょう。

Q.猫用トイレはどうやってつくるの？

A.

猫はきれい好きで、砂ややわらかい土を好んでふん尿をし、隠す習性があります。できるだけまとまってさせるために次の点を考慮してトイレを設置してください。

- ①雨のかからないような乾いた場所を選びます。
- ②砂や土を少し盛り上げるようにしておきます。
- ③エサ場から少しほなれたところに、トイレを設けます。

【具体的な例】

- ・プランターに砂ややわらかい土を入れる
- ・猫の通り道にトイレ砂をまくなど

猫は自分の臭いがついた場所にトイレをする習性があります。一度、当該猫のふんをトイレに入れて臭いをつけるか、トイレに「またたび」を入れて猫に自分の臭いをつけさせてください。

こまめにトイレの清掃をしないと、他の場所でするようになってしまいしますので、こまめに清掃することが大切です。

Q.不妊去勢手術をする費用はどうするの？

A.

猫の不妊去勢手術をするためには、やはり手術代金を工面しなければなりません。

地域猫活動の取組みを進める中で、町内会・地域住民との話し合いで、募金等で協力を得ていきます。

なお、広島県では、「地域猫活動ガイドライン」に則した地域猫活動に対しては、不妊去勢手術の助成制度を設けています（年間頭数に制限あり）ので活用してください。

また、不妊去勢手術などの費用を補助する制度を設けている市町もありますので、お住まいの市町に問い合わせてみてください。

Q.不妊去勢手術をする時はどうやって捕まえるの？

A.

猫は警戒心が強く、いざ捕まえようとしてもなかなか上手に捕まえることができません。

数回に分けて行うと、猫同士のコミュニケーションで警戒心がさらに強くなるため、できる限り短期間で捕まえるようにしてください。

時間と場所を決めてエサを与えていれば、猫は、その時間、その場所に姿を現すようになりますので、そのときに捕まえましょう。

キャリーの扉を開けて、その中でエサを与える方法もあります。

なお、捕獲方法については、捕獲檻を使用することもできます。

捕獲が難しい場合は、動物愛護センターやボランティア団体にご相談ください。



Q.動物愛護センターは地域猫活動にどのような協力をしてくれるの？

A.

動物愛護センターが行うことが可能な協力の内容

■地域猫活動に関する説明	<ul style="list-style-type: none">・町内会長・自治会長に対し地域猫活動に関する説明を行います。・会合等へ出席し、地域猫活動に関する説明の補助を行います。
■ルールに基づく活動実施	<ul style="list-style-type: none">・地域猫活動を円滑に実施するための活動のルール作りに協力します。・地域猫活動実施地区の現地調査を行い、地域猫の特定やエサやトイレの管理に関して必要な助言を行います。
■不妊去勢手術の実施	<ul style="list-style-type: none">・不妊去勢手術を行うために、猫の捕獲等についての助言等を行います。・町内会や自治会で、地域猫として管理する猫については、不妊去勢手術の助成制度を設けています（年間頭数に制限あり）。
■地域猫活動に関する資料提供	<ul style="list-style-type: none">・地域猫活動を周知するための回覧用チラシ等、動物愛護センターが作成した資料を提供します。



<参考>

野良猫対策に関するQ&A

Q. 野良猫へエサだけ与えていたらどんなことが起こるの？

A.

野良猫に無責任にエサだけを与える行為は、周辺の野良猫を集めてその地域に定着させてしまいます。すると、地域内の猫の密度が増え、交尾の機会が増えて子猫が生まれやすくなり、さらに猫が増えていきます。

地域に猫が増えてくると、猫にゴミをあさられたり、糞尿や鳴き声による迷惑、感染症の流行など、様々な問題の発生につながり、周辺の生活環境の悪化につながります。

猫に無責任にエサだけ与えるのはやめましょう。

1頭の妊娠猫が…



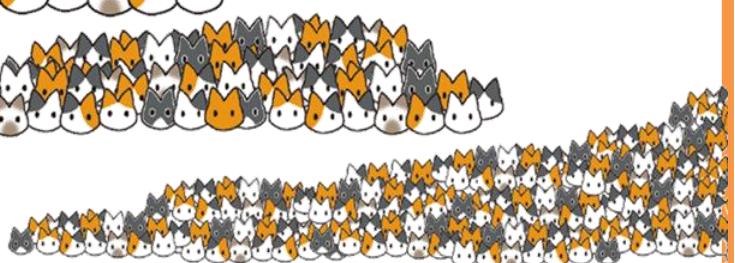
1年後には**20**頭以上



2年後には**80**頭以上



3年後には**2000**頭以上



メス猫は生後4～12ヶ月で子猫を産めるようになります。

年に2～4回発情期があり、1回に4～8頭の子猫を産みます。（環境省パンフレットより抜粋）

Q.野良猫は動物愛護センターが捕まえればよいのでは？

A.

犬の場合は、放浪犬がいれば、「狂犬病予防法」に基づいて動物愛護センターが捕まえていますが、猫は、犬とは法律上の扱いが異なり、動物愛護センターが捕まえることはできません。

Q.野良猫へのエサやりをやめればよいのでは？

A.

ふん尿被害などの野良猫によるトラブルには、無責任なエサやりを行わないよう注意したり、野良猫を敷地内へ侵入させないように自衛で忌避対策を行うなど、これまで野良猫を排除することを前提とした対策が行われてきました。

しかし、たとえ野良猫をその場から排除できたとしても、エサ場を失った野良猫は近隣周辺に散らばり、各所のゴミをあさるなど新たなトラブルを発生させることになります。これでは問題が解決したとは言えません。

「地域猫活動」は野良猫を排除するのではなく、不妊去勢手術を行うなどして適切に管理していく方法です。地域猫の飼育管理を正しく行えば、ふん尿被害などの野良猫によるトラブルが減少し、不幸な野良猫の数も数年で減少します(野良猫の寿命は一般に4年から5年といわれています。)。

<参考>

それでも「今すぐ猫の迷惑を防ぎたい！」 場合の対処法（忌避対策）の例

1 猫が嫌がる臭いのものをまく

◎「木酢液」「酢」「唐辛子」などを水で薄めたもの

500ccのペットボトルに「木酢液」を満たし、唐辛子を細かくしたものを10本分くらい入れて2~3日おいたものを原液とし、効果がなくなってしまった程度に水で10倍くらいに薄めて使用する。

◎塩素系消毒薬(漂白剤)溶液

原液を100倍程度に水で薄めて使う。

◎レモン・みかんの皮、コーヒーかす

2 猫が不快に感じるものを置く

◎猫よけ用の砂利を敷く

猫が嫌う角が尖っている小石でできている。

◎猫よけ用のシート(テープ)を猫の通り道に貼る

雨や水に濡れたら貼りかえる。

◎超音波装置を設置する

赤外線センサーで猫の動きをキャッチし、その動きに合わせて超音波を放射することにより猫を遠ざける。

<参考>

猫の飼い主さんへ! 責任を持って正しく飼いましょう



動物(猫)を飼うには責任が伴います。正しく飼って、一頭一頭を幸せにするとともに、周辺住民の快適な生活環境を守ることが飼い主の責任です。

◎終生飼養しましょう

もし飼えなくなった場合でも、新たな飼い主を探すのが飼い主の責任です。絶対に捨ててはいけません(※動物の遺棄は犯罪です)。

◎不妊去勢手術をしましょう

猫は繁殖力が旺盛な動物で、1頭の猫が1年半後には30頭以上に増えることもあります。産まれた子猫を自分で飼えるか、飼えない子猫は全て責任を持つて里親を探せるか、よく考えましょう。

【不妊去勢手術のメリット】

発情期の大きな鳴き声や、尿の強烈な臭いが軽減されます。また、ストレスが軽減され、性格が穏やかになり飼育しやすくなります。

◎屋内で飼いましょう

猫を放し飼いにすると、近隣住民がふん尿等により被害を受けるなど、トラブルの原因になることがあります。また、感染症や交通事故、野生動物に襲われるなど、外は猫にとって危険がいっぱいです。

屋内飼いは、猫の自由を奪うと思われるかもしれません、上下運動ができる遊び場があれば、ストレスをためずに飼うことができます。

※不妊去勢手術を行わないまま猫を放し飼いにすると、他の放し飼いの猫や野良猫との間に不幸な命を生み出すことにつながります。自分の飼っている猫が原因で地域の野良猫が増えないようにするためにも、屋内飼いと不妊去勢手術をすることが大切です。

◎飼い主を明示しましょう

責任を持って飼っている猫であることを、マイクロチップを装着し、首輪に迷子札を付けて明示しましょう。

◎外で置きエサはしないようにしましょう

外で置きエサをしたり、食べ残しを放置したりすると、他の動物が集まり周辺の生活環境を悪化させ、地域でのトラブルの原因になります。エサは必ず屋内で与えましょう。

広島県地域猫活動ガイドライン

平成27年11月30日策定

平成28年 9月13日改定

令和 6年 4月16日改定

広島県動物愛護センター

〒729-0415 広島県三原市本郷町上北方字用倉山11352番

TEL(0848)60-8511 FAX(0848)86-8012

広島県は「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指しています。